

平成 13 年 7 月 9 日

各 位

会 社 名 株式会社ユー・エス・エス
代表者名 取締役社長 服部 太
(コード番号 4732 東証・名証第1部)
問合せ先 財務部長 山中雅文
(TEL. 052 - 689 - 1129)

無担保新株引受権付社債の発行に関するお知らせ

(当社および当社子会社の役社員を対象としたインセンティブ・プランの導入)

当社は、平成 13 年 7 月 9 日開催の取締役会において、当社および当社子会社の役社員に対し、新株引受権証券を取得させることを目的として、国内における無担保新株引受権付社債の発行を決議いたしましたので、その概要につき下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 社債の名称 株式会社ユー・エス・エス第5回無担保新株引受権付社債
2. 発行総額 金 739,200,000 円
3. 各社債の金額 金 184,800,000 円の1種
4. 社債券の形式 無記名式利札付に限る。
5. 発行価額 額面 100 円につき金 104 円 50 銭(うち社債の発行価額金 100 円、新株引受権の発行価額金 4 円 50 銭)
6. 利率 年 1.0 パーセント
7. 償還金額 額面 100 円につき金 100 円
8. 償還期限 平成 15 年 7 月 25 日
9. 募集期間 平成 13 年 7 月 17 日～平成 13 年 7 月 24 日
10. 払込期日 平成 13 年 7 月 25 日
11. 募集の方法 日興ソロモン・スミス・バーニー証券会社の総額買取引受とする。
12. 担保・保証 本社債には物上担保ならびに保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。
13. 財務上の特約 「担保提供制限条項」が付されている。
14. 期中償還方法 本社債の買入消却は、未行使の新株引受権にかかる株式の発行価額の総額が、現存する本社債の総額を超えない限り、発行日の翌日以降、いつでもこれを行うことができる。
15. 利払日 毎年 1 月 25 日および 7 月 25 日
16. 元利金支払場所 株式会社ユー・エス・エス本店
17. 引受会社 日興ソロモン・スミス・バーニー証券会社

18. 新株引受権に関する事項

(1) 新株引受権の付与の割合

100%。各新株引受権証券は、発行価額合計額528,000円(以下「割当金額」という。)の新株式を引受ける権利を表章する。

(2) 新株引受権の行使により発行すべき株式の発行価額の総額

金 739,200,000円

(3) 新株引受権の行使により発行する株式の内容

当社額面普通株式(1株の額面金額50円)

ただし、当社が発行する株式を無額面普通株式とした場合は、当社無額面普通株式とする。

(4) 新株引受権の行使の条件

新株引受権の行使により発行する当社額面普通株式1株の発行価額(以下「行使価額」という。)は、5,280円(平成13年7月6日の東京証券取引所における当社額面普通株式の普通取引の終値の10%アップ)とする。

新株引受権の行使により発行すべき当社額面普通株式数は次のとおりとする。

$$\text{株式数} = \frac{\text{所持人が新株引受権の行使請求のため提出した新株引受権証券の割当金額の合計額}}{\text{行使価格}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

行使価額の調整

行使価額は、当社が本社債発行後、時価を下回る払込金額で新株式を発行する場合には、次の算式(マーケット・プライス方式)により調整される。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

また、行使価額は、株式の分割または併合ならびに時価を下回る転換価額もしくは発行価額をもって株式に転換しうる証券の発行もしくは新株を引受ける権利を付与された証券の発行等が行われる場合にも調整されるものとする。ただし、行使価額は、当社額面普通株式の額面金額を下回らないものとする。

(5) 新株引受権の行使請求期間

平成13年9月3日から平成15年7月24日まで。

ただし、当社が本社債について期限の利益を喪失した場合には、それ以後本新株引受権を行使することはできない。

(6) 新株引受権の一部行使

新株引受権の一部行使はできないものとする。

(7) 新株引受権の譲渡

本新株引受権は、本社債と分離して新株引受権のみを譲渡することができる。

ただし、当社および当社子会社の役社員は、当社または当社子会社と締結する覚書により、新株引受権の譲渡を制限される。

(8) 行使価額中資本に組入れない額

行使価額(ただし、上記(4)により調整された場合は調整後の行使価額)から、資本に組入れる額を減じた金額とする。資本に組入れる額とは、行使価額(ただし、上記(4)により調整された場合は調整後の行使価額)に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額とする。ただし、行使により当社額面普通株式を発行する場合で、上記により算出された資本に組入れる額が当社額面普通株式の額面金額を下回るときは、当該額面金額を資本に組入れる額とする。

(9) 払込取扱場所

株式会社三和銀行 上前津支店

(10) 新株引受権の行使請求受付場所

日興証券株式会社本店および国内各支店

19. 新株引受権については、払込期日に上記 17 に記載の引受会社から全額を買戻し、当社役員に対しては報酬として支給または売却し、当社子会社に対しては売却することを予定している。

20. 上記各項については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

【ご参考】

本新株引受権付社債の発行に伴い、証券取引法施行令第 20 条第 1 項に規定する安定操作取引は行われません。

以 上